

山口大学大学院医学系研究科保健学専攻における人を対象とする医学系研究  
の実施にかかる細則

(趣旨)

第1条 この細則は、山口大学大学院医学系研究科における人を対象とする医学系研究に関する規則（以下「研究科規則」という。）第5条に基づき、山口大学大学院医学系研究科保健学専攻（以下「保健学専攻」という。）における人を対象とする医学系研究（以下「人医学研究」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この細則は、保健学専攻が実施する人医学研究に適用する。

(権限、事務の委任)

第3条 研究科長は、保健学専攻における人医学研究の実施について、研究科規則第4条に規定される業務にかかる権限及び事務について、保健学専攻長に再委任するものとし、保健学専攻長は再委任された業務について適切に遂行するものとする。

(報告)

第4条 保健学専攻長は、人医学研究の実施状況について、適宜研究科長へ報告するものとする。

2 保健学専攻長は研究科規則第4条第1項第15号及び第17号に関する事項が判明又は発生した場合には、必要な対応を行うとともに、速やかに研究科長に報告するものとする。

(手順書)

第5条 保健学専攻長は、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針、研究科規則及び本細則に基づき、人医学研究の実施に必要な、保健学専攻長、研究責任者、研究者等の業務等について、手順書に定めるものとする。

(雑則)

第6条 この細則の改廃は、保健学系代議員会の議を経て医学系研究科長が行う。

附 則

この細則は、平成27年4月15日から施行し、平27年4月1日から適用する。